

## 印西市ホームページバナー広告募集要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、印西市広告掲載実施要綱（平成21年告示第49号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、印西市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）へのバナー広告募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の範囲・規格・掲載場所)

第2条 広告の範囲については、要綱に基づくものとする。

2 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 天地50ピクセル
- (2) 左右150ピクセル
- (3) データ量5キロバイト以内
- (4) G I F形式又はJ P E G形式（静止画に限る）

3 広告を掲載する場所は、市ホームページのトップページ及びその他市が指定した位置とする。

### (広告代理店との契約)

第3条 市長は、広告代理店に対し、広告枠を賃貸する契約を締結することができるものとする。

2 広告代理店の決定に当たっては、別途「印西市ホームページバナー広告取扱業務仕様書」を定めるものとし、提案された賃借料が最も高かった者と契約を締結する。賃借料が同額だった場合は、抽選によりこれを決定する。

3 市と契約を締結した広告代理店は、市に対し賃借料を納付し、かつ、広告枠の適正運営に努める義務を負うものとする。

4 賃借料の納付時期は、契約において定めるものとする。

### (広告の募集)

第4条 広告の募集は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 市が公募により広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）  
を募集する方法
  - (2) 市が広告代理店を通して申込者を募集する方法
- 2 広告枠を広告代理店に賃貸した場合は、市と広告代理店が協議の上、広告の募集および選定に必要な事項の詳細を定めるものとする。

（広告掲載の申込み）

第5条 申込者は、印西市ホームページバナー広告掲載申込書（第1号様式）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、掲載しようとする月の前月10日までに市長に提出しなければならない。ただし、申込締切日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法令（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、申込締切日以降最初の平日までとする。

（掲載期間）

第6条 申込者は、複数月に係る広告掲載を一括して申し込むことができるものとする。

2 広告掲載は、4月から翌年3月までの間で、1カ月を単位とし、連続する掲載期間は最大12月とする。

3 広告掲載は、毎月1日に行うものとする。

（審査及び決定等）

第7条 市長は、前2条の規定に基づき、申込者又は広告代理店の申込内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の決定に当たり、申込者数が広告掲載の枠数を超えたときは、掲載希望月数の多いものを優先し、当該月数が同一の場合には抽選により広告主を決定するものとする。

3 市長は、広告掲載の可否が決定した場合、速やかに申込者又は広告代理店に対し、印西市ホームページバナー広告掲載決定通知書（第2号様式）を送付するものとする。

(広告掲載料)

第8条 1枠当たりの広告掲載料は、次の表のとおりとする。

掲載月数	広告掲載料	
	市内広告主	市外広告主
1月	12,000円	15,000円
2月	24,000円	30,000円
3月	36,000円	45,000円
4月	48,000円	60,000円
5月	60,000円	75,000円
6月	72,000円	90,000円
7月	84,000円	105,000円
8月	96,000円	120,000円
9月	108,000円	135,000円
10月	120,000円	150,000円
11月	132,000円	165,000円
12月	144,000円	180,000円

- 2 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、印西市ホームページバナー広告掲載決定通知書（第2号様式）の記載に従い、広告掲載料の全額を市長が指定する期日までに納付する（広告枠を広告代理店に賃貸した場合は、広告代理店が定めた額及び方法により支払う）ものとする。
- 3 広告掲載料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その一部又は全部を返還することができるものとする。

(広告内容等の変更)

第9条 広告主は、広告の内容を変更しようとするときは、速やかに市長に印西市ホームページバナー広告掲載内容変更申込書（第3号様式）を提出しなければならない。ただし、市が広告代理店を定めた場合は、広告主は広告代理店を介し申し出るものとする。

- 2 広告内容の変更に必要な費用は、広告主の負担とする。
- 3 広告の内容又はその変更により第3者に損害等が生じた場合には、広告主及び広告代理店が責任を負い、市は責任を負わないものとする。

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主又は広告代理店が、広告掲載期間中、広告掲載を取りやめる場合は、市長に印西市ホームページバナー広告掲載取下げ申込書（第4号様式）を提出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料を納付しないとき
- (2) 指定期日までに広告原稿を提出しないとき
- (3) その他市長が不適切と認めたとき

2 市長は、広告掲載の取消し後、速やかに申込者又は広告代理店に対し、印西市ホームページバナー広告掲載取消通知書（第5号様式）を送付するものとする。

3 市長は、前2項の場合において市に損害が生じたときは、広告主又は広告代理店に対し賠償を求めることができる。

(広告掲載料の不還付)

第12条 前2条の規定により広告の掲載を取下げ又は取消した場合でも、広告掲載料の還付は行わないものとする。

(免責事項)

第13条 市は、システム障害、保守点検等により広告掲載を行わなかった場合においても、広告主に対し、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償を行わないものとする。

(補則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和5年3月22日から施行する。

第1号様式（第5条）

印西市ホームページバナー広告掲載申込書

年　月　日

(あて先) 印西市長

事業所所在地  
事業所名  
代表者職・氏名  
連絡先（電話番号）

次のとおり、印西市ホームページバナー広告の掲載を申し込みます。

リンク先 URL	
バナー広告内容	別紙のとおり（印刷物及びデータ）
掲載希望期間 (最大12月)	年　月　日から　　年　月　日まで（　カ月）
広告主の概要	※事業所パンフレット等も可
市内事業所の有無	<input type="checkbox"/> 有（住所：　　） <input type="checkbox"/> 無
担当者名等	担当者名： 電話番号： e-mail：
備考	

第2号様式（第7条）

印西市ホームページバナー広告掲載決定通知書

第 号  
年 月 日

様

印西市長

年 月 日付けで申込みのあった印西市ホームページのバナー広告掲載について、  
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 掲載の可否  掲載する  掲載しない

2 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 広告掲載料 円（納入期限 年 月 日）

4 掲載しない理由

第3号様式（第9条）

印西市ホームページバナー広告掲載内容変更申込書

年　月　日

(あて先) 印西市長

事業所所在地  
事業所名  
代表者職・氏名  
連絡先（電話番号）

次のとおり、印西市ホームページバナー広告の掲載内容の変更を申し込みます。

変更内容	<input type="checkbox"/> リンク先URL (旧： (新： <input type="checkbox"/> バナー画像 (別添データのとおり)
変更希望月	
備考	

第4号様式（第10条）

印西市ホームページバナー広告掲載取下げ申込書

年　月　日

(あて先) 印西市長

事業所所在地  
事業所名  
代表者職・氏名  
連絡先（電話番号）

次のとおり、印西市ホームページバナー広告の掲載取下げを申し込みます。

リンク先URL	
掲載中止希望月	
備考	

第5号様式（第11条）

印西市ホームページバナー広告掲載取消通知書

第 号  
年 月 日

様

印西市長

年 月 日付け印西市ホームページバナー広告掲載決定通知書により掲載している広告について、印西市ホームページバナー広告募集要項の規定により、下記のとおり取消したので通知します。

記

取消し理由